平成２２年（フ）第１５７号
滋賀県草津市東草津３丁目16番７号―305号
債務者　大伴　茂二
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１５号
滋賀県蒲生郡日野町大字大窪713レオパレスひの201号、住民票上の住所大阪府阪南市舞４丁目25番４号
債務者　松本　直也
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３５号
滋賀県草津市木川町1118番地20、前住所滋賀県東近江市躰光寺町1490番地19
債務者　清水　岩男
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７０号
滋賀県東近江市宮川町688番地386
債務者　西牟田尚子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７６号
滋賀県蒲生郡日野町松尾１丁目46番地
債務者　下釜　　勇
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３４８号
兵庫県尼崎市大島３丁目12番８号
債務者　三好志津子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５９号
兵庫県尼崎市田能１丁目２番11号　七草住宅102号、前住所兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１　サン野菊102号
債務者　小川　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８号
兵庫県姫路市白鳥台３丁目32番９号、前住所兵庫県たつの市御津町中島886番地81
債務者　河本こと　崔　千恵子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４７号
兵庫県豊岡市日高町道場538番地　市営道場住宅２―202号室
債務者　宇野　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
鳥取県鳥取市馬場町38番地　県住204号、旧住所鳥取県倉吉市駄経寺町80番地５
債務者　市川威公子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目378番地１
債務者　圓山　隆志
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６号
鳥取県鳥取市雲山139番地１　第６朝日マンション201号
債務者　金山久美子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０号
鳥取県米子市米原１丁目５番13号　２―102号
債務者　下宮　直之
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１６０号
愛媛県松山市朝生田町２丁目13番29号
債務者　矢野　愼一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
愛媛県今治市別宮町７丁目１番32号　別宮ハイツＮＯ．３　302号、旧住所愛媛県今治市吉海町名3589番地12
債務者　友崎　晶太
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４４号
愛媛県西予市宇和町稲生53番地１
債務者　源　　好宏
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１０号
高知県室戸市羽根町乙1344番地２
債務者　森本　英道
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係